

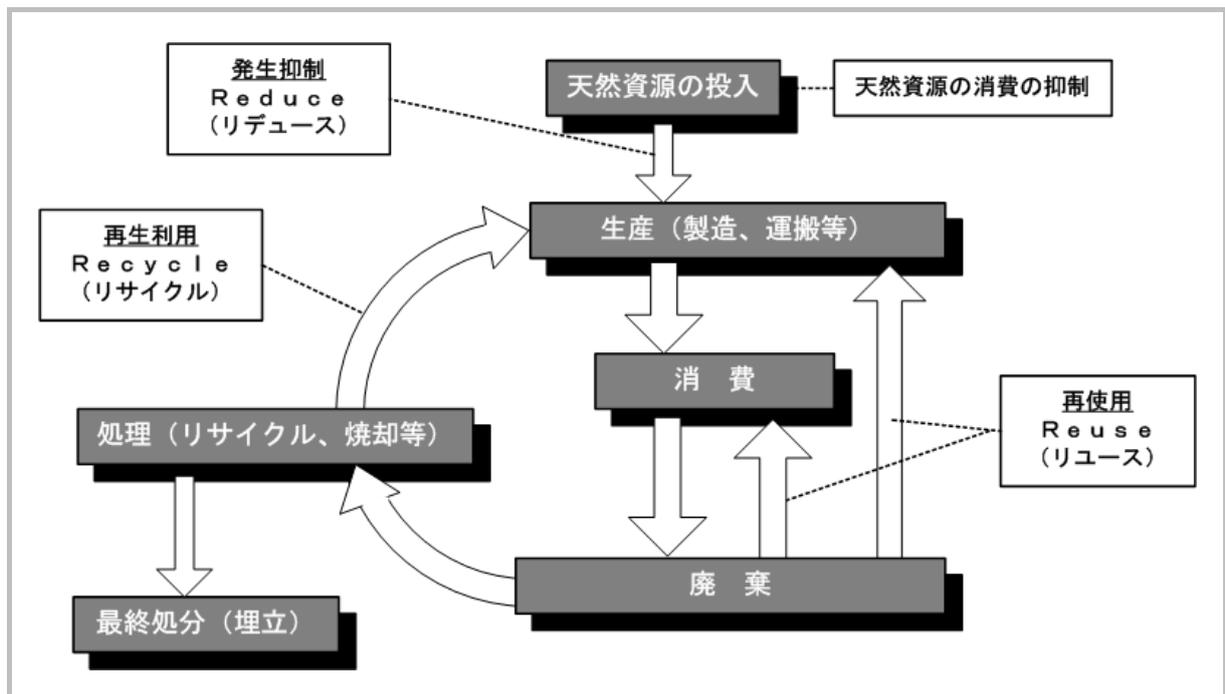
# 第4章 ごみ処理計画

## 第1節 ごみ処理の目標

### 1 基本方針

本町では、循環型社会形成推進基本法で定められた処理の優先順位（図表4-1）を踏まえて、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3R活動を推進することで、限りある資源とエネルギーの消費の節約と循環的な利用を促進していきます。

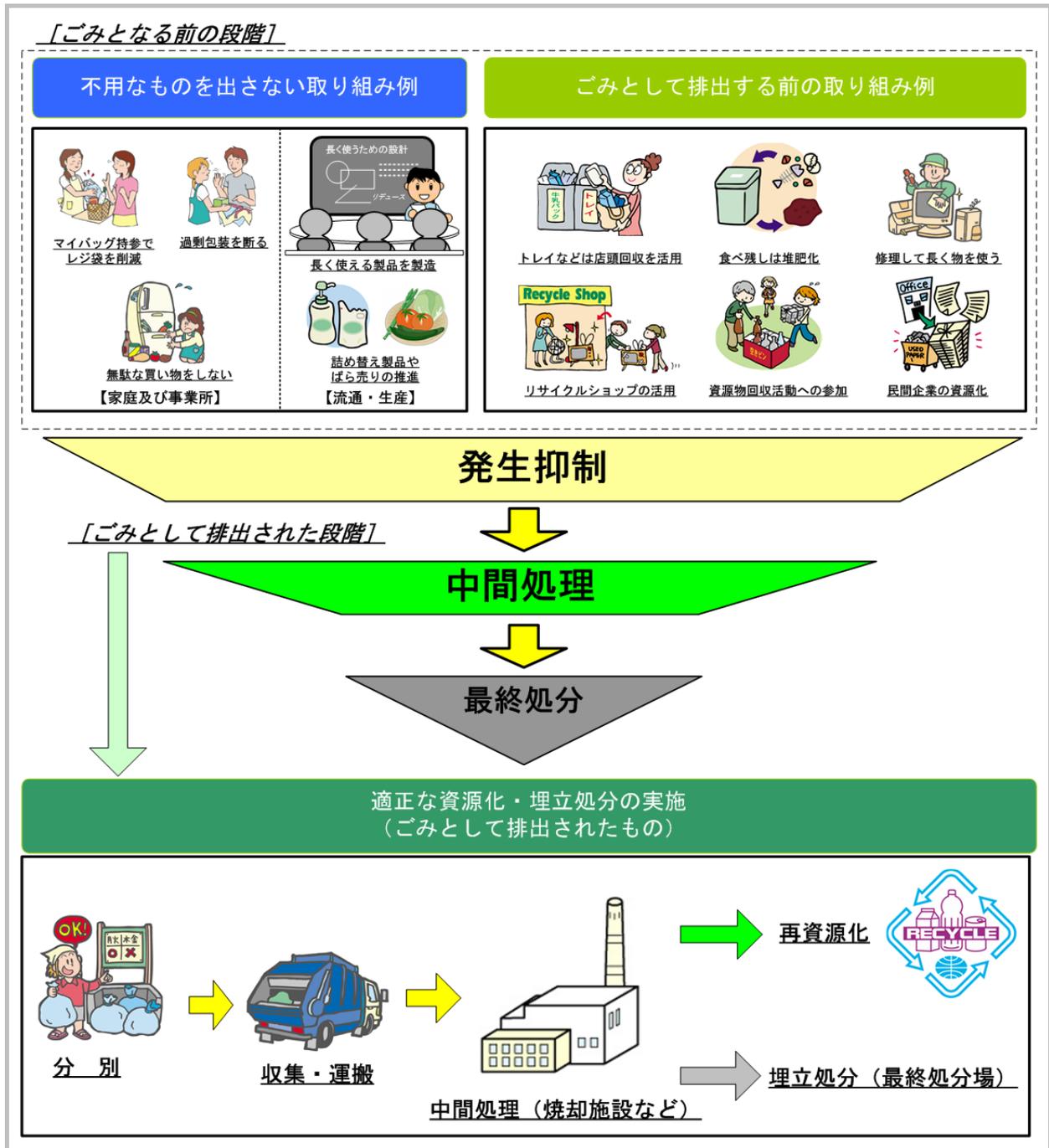
◆図表4-1 循環型社会に向けた処理の優先順位



本計画における「発生抑制」のイメージは、図表4-2のとおりです。

本町での「発生抑制」は、ごみとなる可能性のある不用なものをなるべく出さないことや、不用になってしまったものをリユースまたはリサイクルすることで、ごみを出さないようにすることと位置付けています。

◆図表 4-2 発生抑制のイメージ



本町では、町民、事業者、行政がそれぞれの立場での役割分担と協働により循環型社会の形成を目指し、3R（Reduce、Reuse、Recycle）運動を推進するとともに、処理・処分に関しては、国及び県が策定した上位計画に基づき、安全かつ適正なごみの収集運搬・処理・処分を行っていきます。

### **基本方針1：町民・事業者・行政が連携した3R運動の推進**

「発生抑制」を主体とする3R運動（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）により、町民・事業者・行政の3者が連携して3R運動を実施することにより、一歩進んだ循環型社会の形成を目指します。

### **基本方針2：適正処理の推進**

安全かつ適正なごみの収集運搬・処理・処分を推進していきます。  
佐賀県西部広域環境組合の「さが西部クリーンセンター」にて適正に処理・処分します。

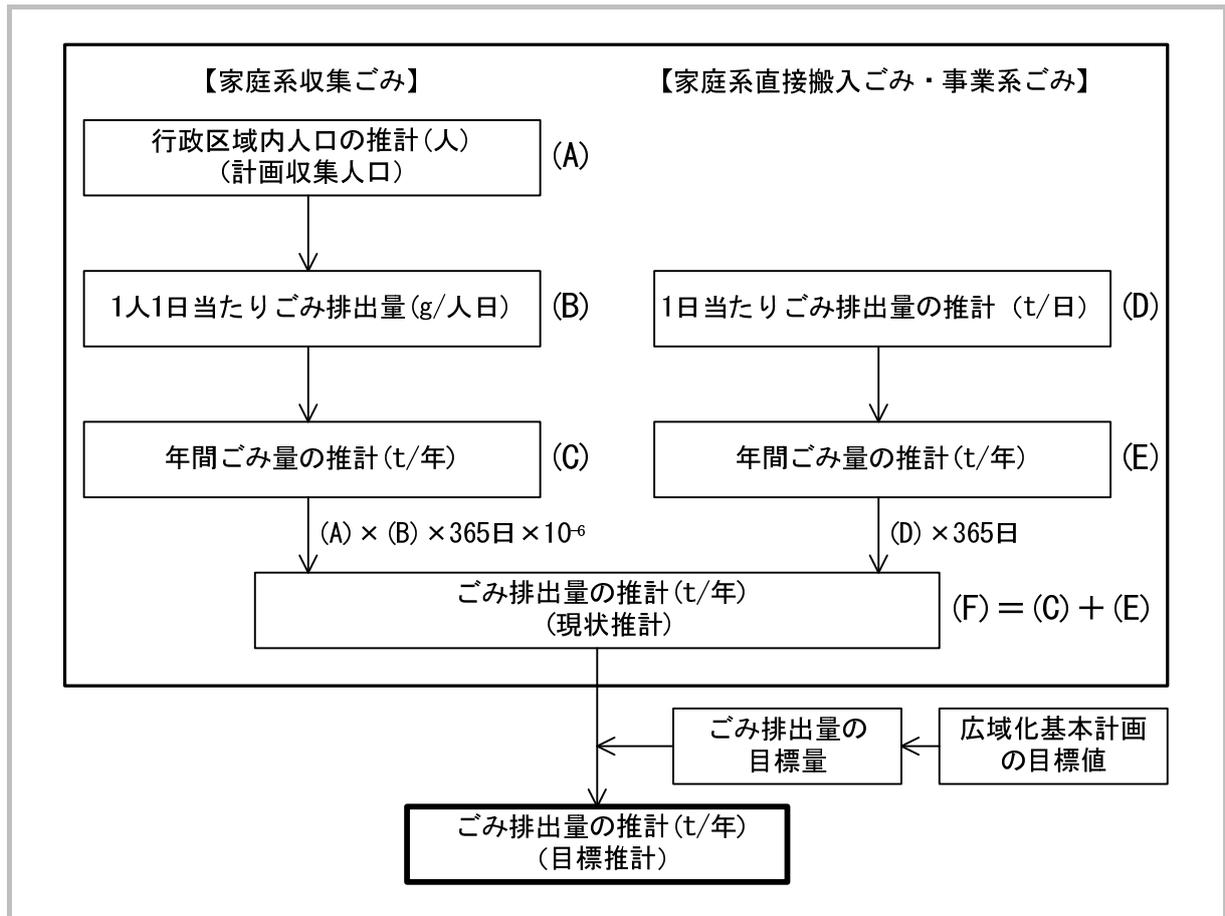
## 2 ごみ排出量及び処理量の見込み

### 2-1 将来推計の方法

本計画における将来人口は、総合計画に示された将来人口を採用します。

ごみ量の将来の推計方法は、「ごみ処理施設構造指針解説」にて示されている記述をもとに、ごみ量は過去5年間（平成22～26年度）の実績値を基本として、推計を行いました。

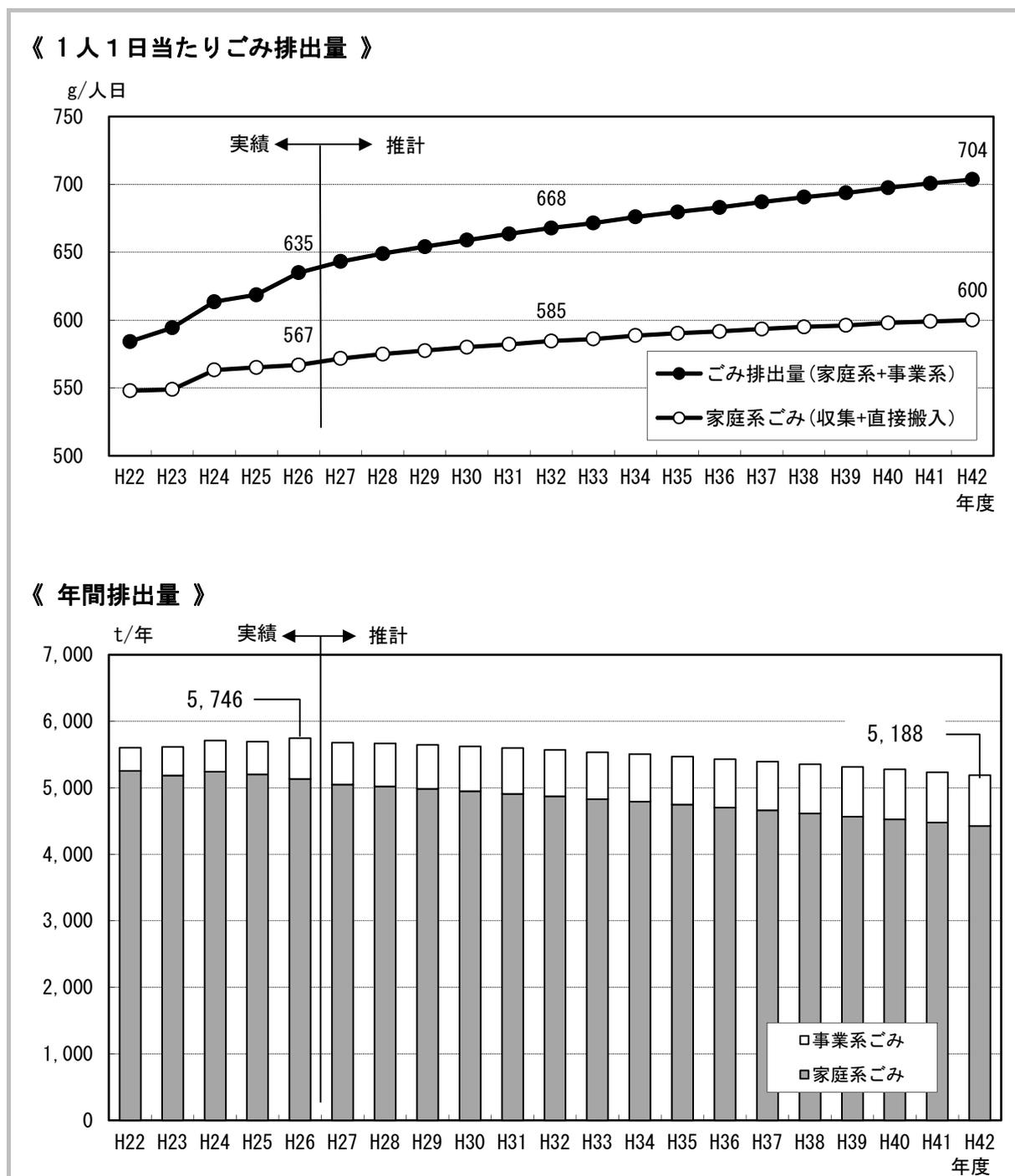
◆図表4-3 将来推計の方法



## 2-2 人口及びごみ排出量の推計結果

過去の実績に基づくごみ排出量及び家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量の推計結果は、緩やかな増加傾向となっています。一方で、年間排出量は将来人口が減少していることから、排出量が5,188tと減少傾向になっています。

◆図表4-4 ごみ排出量の推計結果（現状推計）



注) 集団回収量除く。

### 3 数値目標

#### 3-1 上位計画による減量目標値

本町では、平成 28 年 1 月から佐賀県西部広域環境組合にて、4 市 5 町よる広域処理を行っています。佐賀県西部広域環境組合では、平成 26 年 3 月に「ごみ処理広域化基本計画」（以下「広域化計画」）を策定し、排出削減の目標を定めています。本計画では、広域化計画を考慮して、目標設定を行います。

◆図表 4-5 広域化計画の目標値

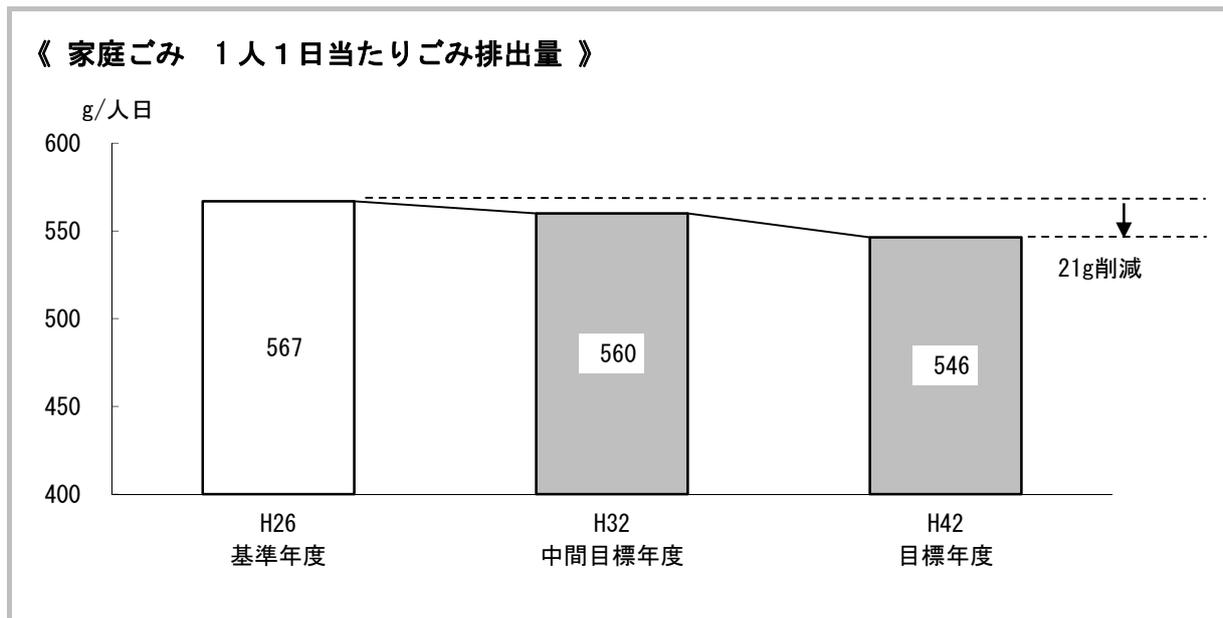
	H24 実績		H40 目標年度	
	組合合計	本町分	組合合計	本町分
ごみ排出量 (家庭系+事業系)	65,694t/年	5,709t/年	56,453t/年	4,598t/年
家庭系ごみ	48,076t/年	5,241t/年	39,655t/年	4,154t/年
	547 g/人日	563g/人日	529g/人日	549g/人日
事業系ごみ	17,618t/年	468t/年	16,799t/年	445t/年
	48.27 t/日	1.3t/日	46.02t/日	1.22t/日

資料：佐賀県西部広域環境組合「ごみ処理広域化基本計画」

#### 3-2 家庭系ごみの減量目標

家庭系ごみの減量目標は、平成 26 年度実績に対し 21g/人日削減する方針とし、平成 42 年度の家庭系ごみ 1 人 1 日当たりごみ排出量を 546g と見込めます。

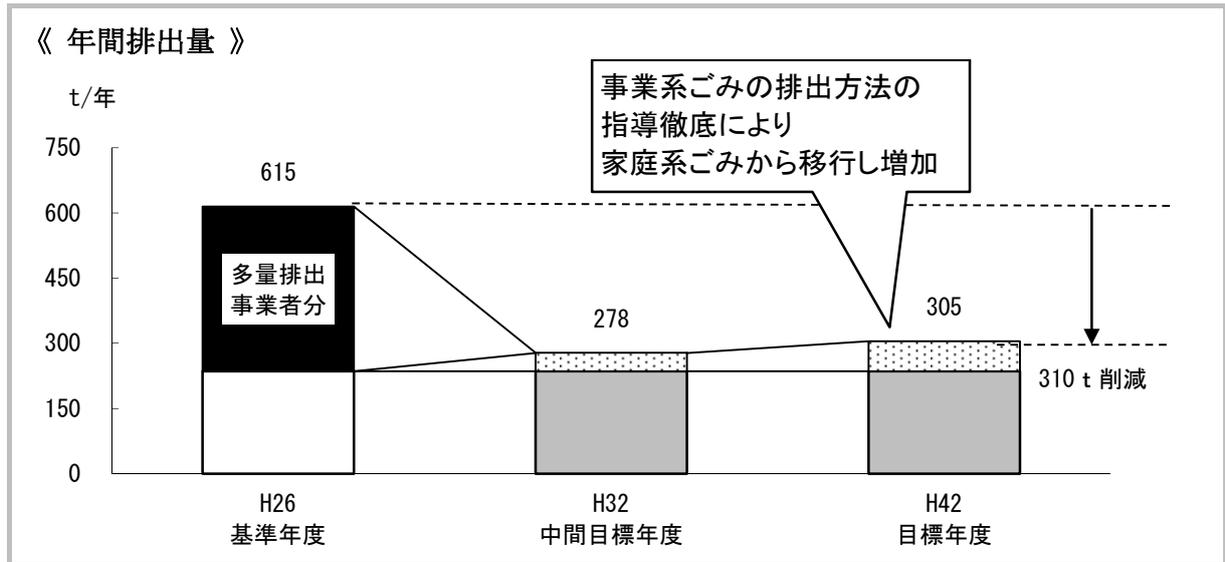
◆図表 4-6 目標値（家庭系ごみ）



### 3-3 事業系ごみの減量目標

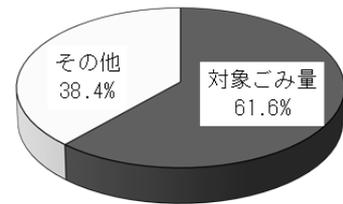
事業系ごみの減量目標は、民間企業へのごみ排出方法の指導の強化により、現状推計に対して60%削減します。また、合わせて現在、事業系ごみの一部は家庭系ごみと一緒に混在して排出している事業者についても指導を行います。許可業者への引き取りを指導することにより、家庭系ごみから事業系ごみへ移行するごみ量があるため、多量排出事業者分を除いたごみ量が将来的には若干増加します。平成42年度の年間量は、平成26年度実績に対し310t削減を目標とします。

◆図表4-7 目標値（事業系ごみ）



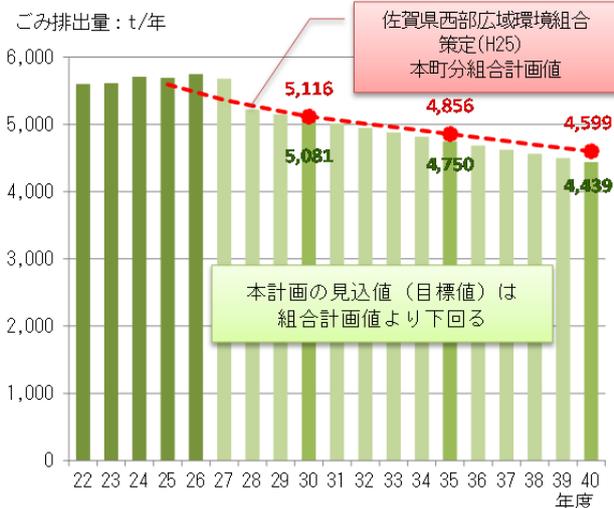
#### ※事業系ごみへの指導

- ✓ 本町管内の多量排出事業者に対して、事業者自らの責任において適正処理するように指導を行っている。
- ✓ 平成26年度において事業系ごみの61.6%を占める多量排出事業者が平成28年度以降、自ら処理を行うことにより、事業系ごみの目標値と設定した。



#### ※佐賀県西部広域環境組合のごみ処理広域化基本計画との比較

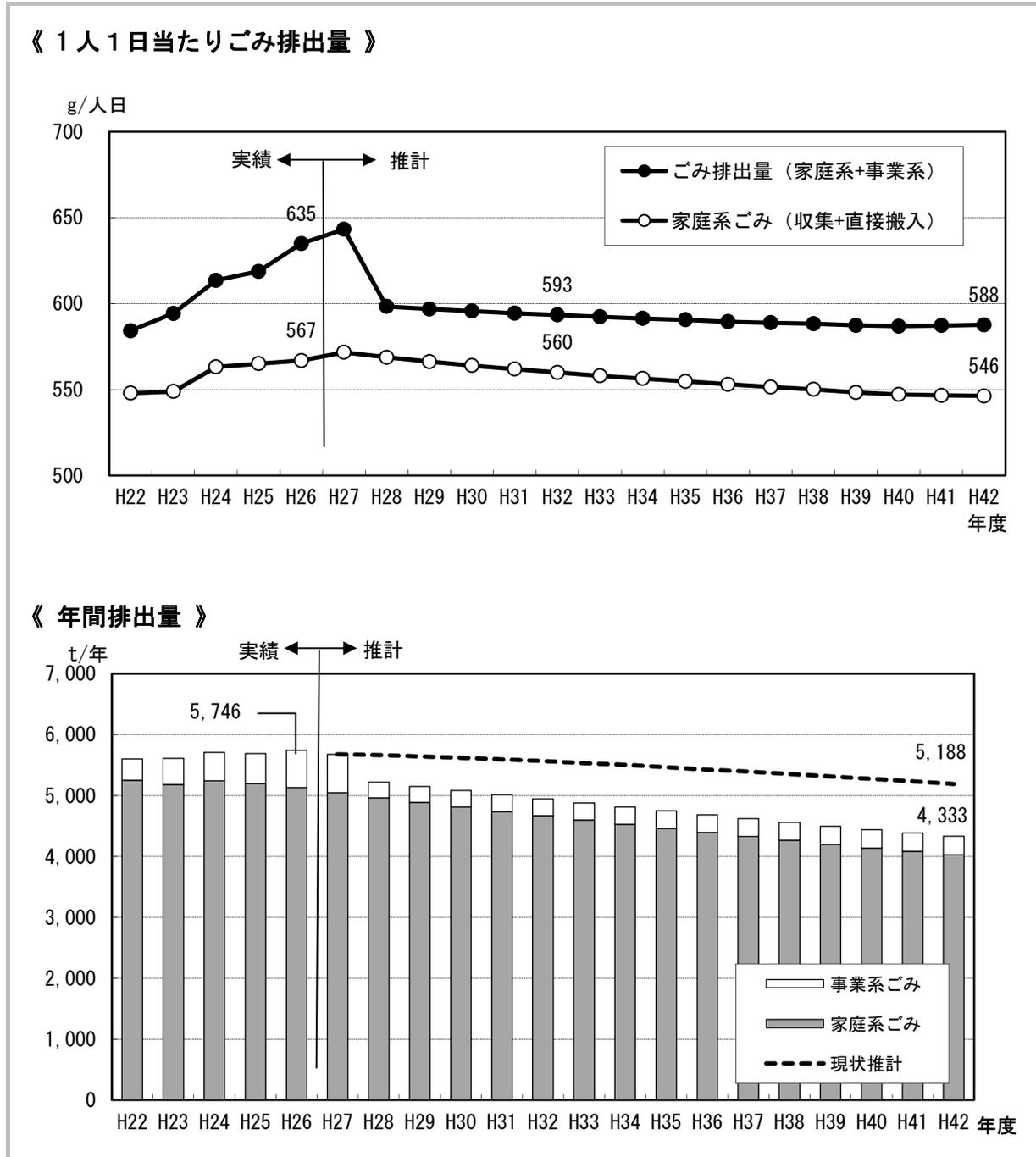
- ✓ 佐賀県西部広域環境組合では、平成28年から4市5町にて広域処理を行っている。広域化計画において見込んだ本町分のごみ量は、平成40年度において4,599tである。
- ✓ 本計画の見込み値（目標値）は、広域化計画の数値を参考に設定し、平成40年度において、組合計画値を下回る年間4,439tとなる。



### 3-4 ごみ排出量見込み

前述したごみの減量目標を達成した場合、目標年度である平成42年度において、1人1日当たりごみ排出量が588g、年間排出量は4,333tと見込まれます。

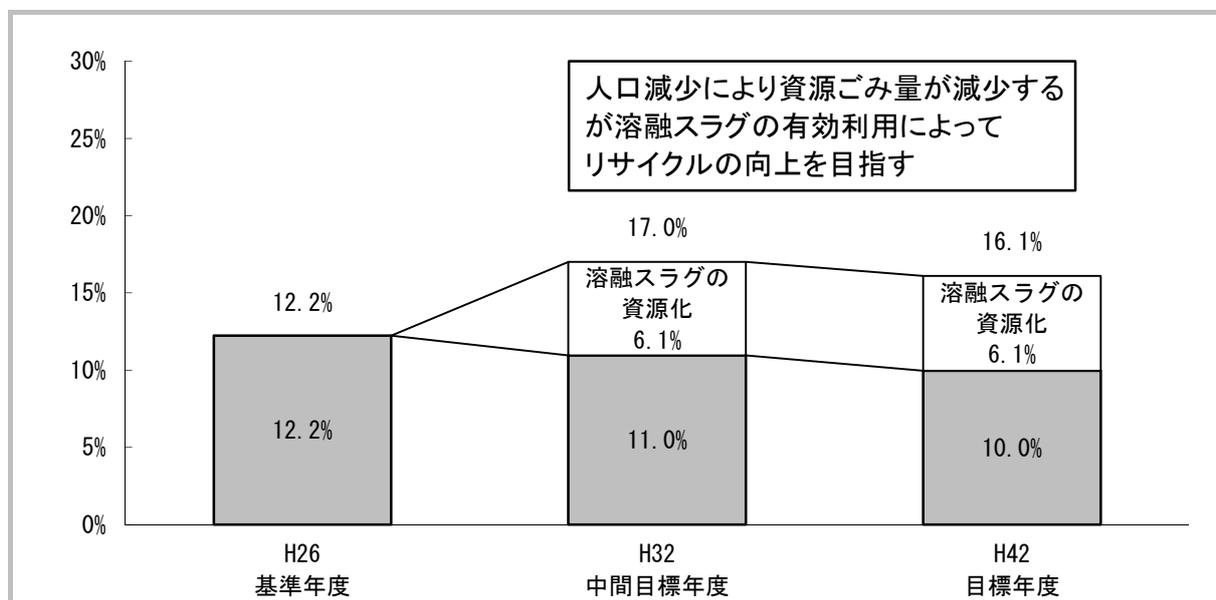
◆図表4-8 目標値を達成した場合の将来のごみ排出量（目標推計）



### 3-5 リサイクル目標

分別の徹底による資源化の促進と焼却残渣の熔融スラグ化による有効利用によってリサイクル率の向上を目指します。本計画におけるリサイクル目標は、平成42年度に16.1%とします。

◆図表4-9 リサイクル目標値



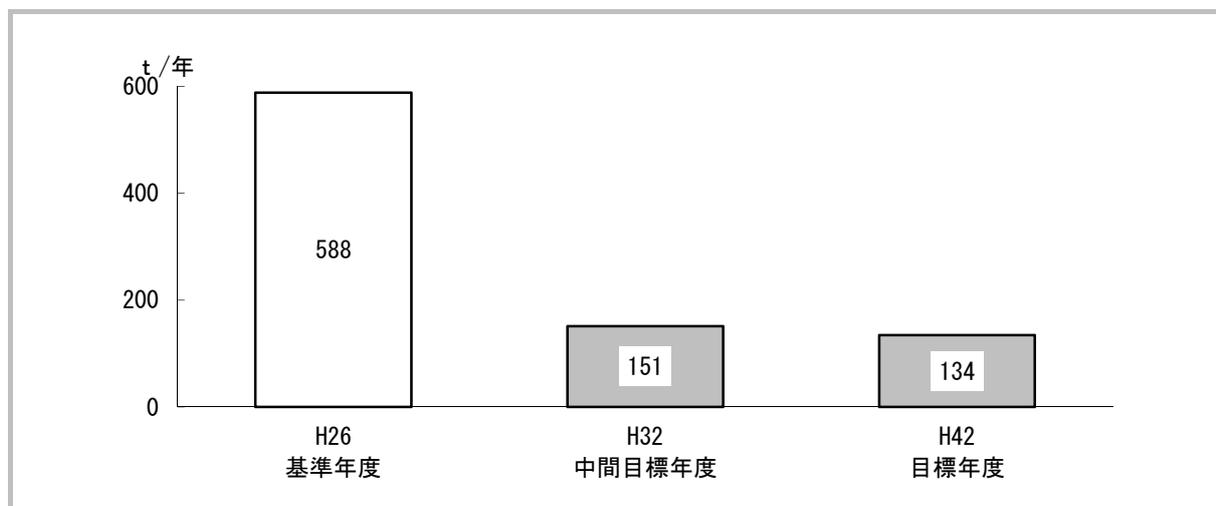
### 3-6 最終処分目標

最終処分量の削減は、広域処理体制により行うものとします。

具体的には、広域処理体制による減量等の充実を図るものとし、これまで埋立処分していた焼却残渣は、熔融スラグによる有効利用を行い、最終処分量を削減します。

本計画における最終処分目標は、平成42年度に134tとします。

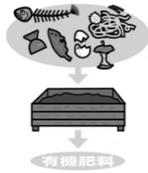
◆図表4-10 最終処分目標値



## 第2節 ごみの排出抑制計画

本町では、ごみの排出抑制及び再資源化施策を推進していくために、町民・事業者に対して以下のような取り組みを実施し、浸透を図っていきます。

### 1 町民の意識向上

施策1 町民による資源回収の促進等	区分
<p>資源として再生利用できるものは、地域で行う集団回収や店頭回収、民間回収ルート積極的に利用し、本町で分別収集しているものについては資源ごみとして出すように努めます。</p>	 <p>継続</p>
<p>町の清掃事業の負荷を大幅に軽減する観点から、家庭から排出されるごみのうち、重量ベースで一番大きな割合を占める生ごみについて、生ごみ処理機等により各戸で堆肥化して利用します。</p>	 <p>継続</p>
<p>買物袋等のごみを減らす観点から、買物の際には、買物かご、買物袋等を持参するよう努めます。また、贈物等の際も簡易包装のものを選ぶよう配慮します。</p>	 <p>継続</p>
<p>再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等</p> <p>トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て製品の使用を抑制します。</p>	<p>区分</p> <p>継続</p>
<p>施策5 環境に配慮したライフスタイルの確立</p> <p>ごみの発生抑制のため、大量消費、大量廃棄の生活から、3Rを意識し、環境に配慮した生活スタイルを心がけます。また、不用品を交換したり、再使用したりするなど、生活様式の改善を心がけます。</p>	<p>区分</p> <p>継続</p>

## 2 事業者の意識向上

<p>施策 1 過剰包装の抑制</p>	<p>区分</p>
<p>プラスチックトレイの使用を必要最小限にし、包装材料の減量化に一層の努力を行います。また、消費者によるマイバック持参運動に積極的に協力します。</p>	<p>継続</p>
<p>施策 2 店頭回収の推進</p>	<p>区分</p>
<p>スーパー等において行っている段ボール、食品トレー、牛乳パック等の回収を一層進めるため、回収を行ってくれる販売店等に対し協力を要請します。</p>	<p>継続</p>
<p>施策 3 使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者の自主回収・資源化の推進</p>	<p>区分</p>
<p>近年、ごみとして排出される容器が増大していることから、使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器への転換を図ります。また、資源として再生可能なものについては、製造・流通事業者が自主的に販売店回収の普及拡大に努め、町民が効果的に活用できるようにします。</p>	<p>継続</p>
<p>施策 4 再生品の使用促進等</p>	<p>区分</p>
<p>事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。また、可能な限り物を無駄にしないよう努めます。</p>	<p>継続</p>
<p>施策 5 ごみの減量化に対する意識の向上</p>	<p>区分</p>
<p>事業者が排出するごみの適正処理やごみの減量化への取り組みを推進するために、ごみの減量化計画等を策定しごみの減量化目標を設定することで、ごみ減量化に対する意識の向上を図ります。</p>	<p>継続</p>
<p>施策 6 環境に配慮した事業活動</p>	<p>区分</p>
<p>事業者は、リサイクルしやすい製品や寿命の長い製品を作ることにより、環境に配慮した事業活動を実践します。</p>	<p>継続</p>
<p>施策 7 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制</p>	<p>区分</p>
<p>環境保全推進委員会等の場を利用して、消費者、販売事業者、行政の強調による地域レベルでのワンウェイ容器、過剰包装の抑制方策を検討するとともに、消費者、販売事業者に対する普及、啓発に努めます。 プラスチックトレイの使用を必要最小限にし、包装材料の減量化に一層の努力を行うこと。また、消費者によるマイバック持参運動に積極的に協力します。</p>	<p>継続</p>

### 3 システムづくり

<p>施策 1 教育、啓発活動の充実</p>	<p>区分</p>
<p>町民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力します。さらに、ごみ減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において、副読本を活用した教育やごみ処理施設の見学など教育啓発活動に積極的に取り組みます。</p>	<div data-bbox="927 353 1166 555" data-label="Image"> </div> <p>継続</p>
<p>施策 2 ごみ処理有料化の継続</p>	<p>区分</p>
<p>本町で行われているごみ処理の有料化を継続するとともに、将来の分別区分や処理体系等の変化に応じて料金体系を見直します。</p>	<p>継続</p>
<p>施策 3 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底</p>	<p>区分</p>
<p>事業系一般廃棄物の処理について処理費用を勘案した手数料を徴収することで、事業者への経済施策によるごみ減量化促進の動機付けを与えるとともに、事業者に対する減量化計画の策定指導を徹底するなど計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じます。</p>	<p>継続</p>
<p>施策 4 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制</p>	<p>区分</p>
<p>環境保全推進委員会等の場を利用して、消費者、販売事業者、行政の強調による地域レベルでのワンウェイ容器、過剰包装の抑制方策を検討するとともに、消費者、販売事業者に対する普及、啓発に努めます。</p>	<p>継続</p>
<p>施策 5 庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進等</p>	<p>区分</p>
<p>事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等の庁用品に再生品を使用するとともに、公共事業等において廃材及び廃材の再生品等の使用に努めます。</p>	<p>継続</p>
<p>施策 6 助成金制度等の施策の継続</p>	<p>区分</p>
<p>本町で行っている生ごみ処理器（機）等購入への助成金制度を継続するとともに、制度を有効に利用してもらうために町民へ情報を提供し認知を高めます。</p>	<p>継続</p>

施策 7 剪定枝葉の収集	区分
<p>ごみの減量化と資源化を促進するため剪定枝葉の収集を行い、チップ化を行っています。</p> <p>チップ化した剪定枝葉は園芸に利用できるように町民に無料配布し、資源化を促進します。</p> <p>また、町民自らチップ化ができるように剪定枝葉の粉碎機の貸し出しもを行っています。</p>	<div data-bbox="954 280 1168 470" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1264 362 1321 394">継続</p>

施策 8 溶融スラグの有効利用	区分
<p>本町のもえるごみは、さが西部クリーンセンターにて溶融処理を行います。その処理により生成される溶融スラグは有効利用されます。佐賀県西部広域環境組合が行う有効利用について協力します。</p>	<p data-bbox="1264 676 1321 707">新規</p>

施策 9 不用品交換の推進	区分
<p>不用品交換を活発化させるため、町民や事業者の不用品交換会の情報・場所の提供や近隣の修理・修繕店の情報の提供などのサービスを充実させるための環境整備を検討します。</p>	<div data-bbox="901 891 1189 1070" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1264 965 1321 996">継続</p>

## 第3節 分別収集計画

### 1 分別区分

分別収集による資源物の回収量の向上に努め、効率的かつ経済的な分別収集体制の構築を目指していきます。

本町では、資源ごみとして分別収集を行う品目は容器包装廃棄物のうちスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルと古紙、古布、乾電池、蛍光管です。

計画目標年度におけるごみの分別区分を示します。

◆図表 4-11 分別区分（計画目標年度）

分別種類		具体的な品目	
もえるごみ		生ごみ、紙くず、木製品、ゴム、ビニール製品、皮・革製品、プラスチック製容器包装 など	
もえないごみ		金属、陶器・磁器、ガラス製品、小型家電品 など	
資源ごみ	紙類	段ボール	段ボール
		紙箱	紙製の容器包装
		新聞	新聞・チラシ
		書籍・雑誌・雑がみ類	書籍・雑誌・雑がみ類
		牛乳パック	牛乳パック
	古布	衣類、シーツ、綿毛布、カーテン	
	カン	飲料用、食品類（油もの以外）のカン	
	ビン	飲料用、食品類（油もの以外）のビン	
	ペットボトル	ペットマークがついているもの	
	蛍光管	蛍光管	
乾電池	乾電池		
粗大ごみ		縦 1.5m、横 1m、長さ(高さ)2m 未満	

## 2 分別収集量

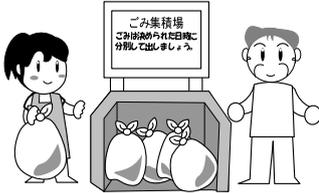
目標年度における資源ごみの排出量の推計結果は以下のとおりです。平成42年度の目標年度において、332t/年の分別収集量が見込まれます。

◆図表4-12 資源ごみの分別収集量

分別種類	H32 中間目標年度	H42 目標年度
紙類	239t/年	175 t/年
古布	37 t/年	29 t/年
カン	18 t/年	14 t/年
ビン	89 t/年	79 t/年
ペットボトル	32 t/年	28 t/年
蛍光灯・乾電池	8 t/年	7 t/年
合計	423 t/年	332 t/年

## 3 分別収集及び再生利用の推進のための施策

本町における分別収集及び再生利用の推進については、資源ごみ分別区分を徹底するよう啓発活動を強化することにより、資源物の回収量を増加させていきます。

施策1 分別収集の推進	区分
<p>町民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力します。</p> 	継続
施策2 協議体制の整備	区分
<p>町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町民や事業者、行政からの委員で構成された環境保全推進協議会を設置し、推進体制を整備します。地域のリサイクル活動を推進していくため、環境保全推進員制度を導入し、拠点回収所に資源ごみの分別を手助けする指導員を1人ずつ配置します。</p> 	継続

## 第4節 ごみ処理計画

### 1 ごみ処理方法及びごみ処理主体

本町から排出されたごみの処理主体を排出から処理・処分に至る工程ごとに、さらに、ごみ種類ごとに明確化します。

#### 1-1 排出段階

排出段階における再利用やごみ減量は、排出者である町民や事業者が自ら行うものとします。なお、ごみの再生利用やごみ減量を実施するための周知・啓発等は本町が行うものとします。

#### 1-2 収集運搬段階

家庭から排出されるごみの収集運搬は、本町が行うものとします。なお、佐賀県西部広域環境組合へ持ち込むごみは個人又は事業者自らが運搬するものとします。

#### 1-3 処理処分段階

ごみの処理処分は、もえるごみともえないごみ及び粗大ごみは佐賀県西部広域環境組合が処理し、資源ごみは本町の責任にて処理を行います。

なお、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物は、製造者または排出者の責任において処理処分を行うものとします。

◆図表 4-13 ごみ処理主体

区分		排出	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系 ごみ	もえるごみ	町民	本町	組合 (本町)	組合 (本町)
	もえないごみ				
	粗大ごみ				
	資源ごみ			本町	
事業系ごみ		事業者	事業者 (許可業者)	組合 (本町)	組合 (本町)

注) 組合：佐賀県西部広域環境組合

## 2 収集運搬計画

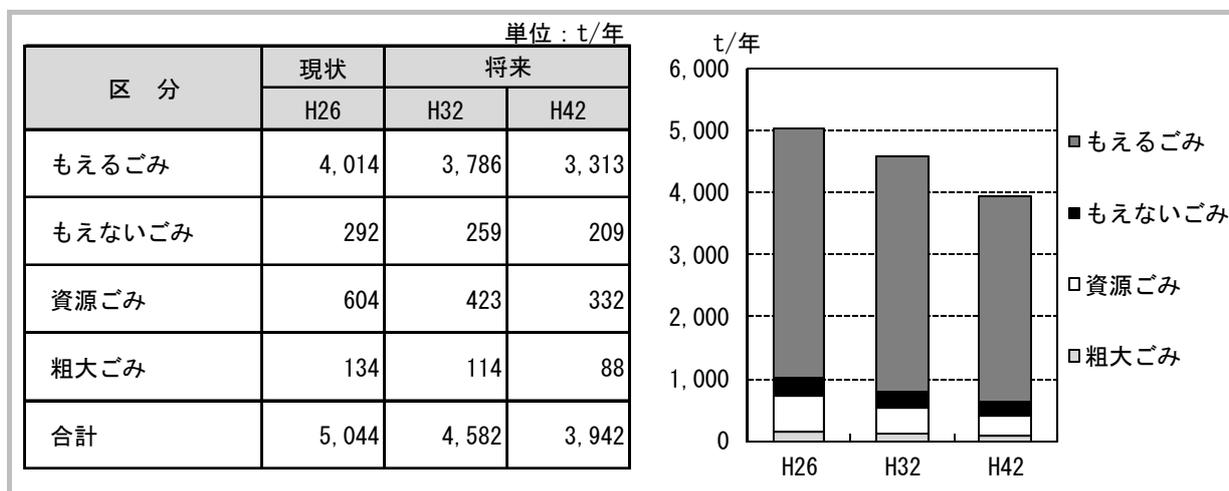
本町における収集運搬計画の方向性は、以下に示すとおりです。

- ◆ 分別収集区分の変更
- ◆ 事業系ごみの適正な監督
- ◆ 高齢者等のための収集サービス

### 2-1 収集運搬量

委託によるごみの収集運搬量は、ごみ排出抑制目標の達成によりごみ排出量は削減され、平成 42 年度において 3,942t/年となる見込みです。

◆図表 4-14 収集運搬量



### 2-2 収集運搬体制の変更

本町の収集区域及び収集運搬体制については、佐賀県西部広域環境組合での広域化処理に合わせ、収集運搬体制を変更しています。

### 2-3 事業系ごみの適正な監督

事業所の排出責任や自己処理の徹底を図るため、訪問指導や説明会の実施、収集運搬許可業者の研修会や搬入車両の検査等を実施していきます。また、こうした取り組みが進展するように監督・指導していきます。

### 2-4 高齢者等のための収集サービス

介護が必要な町民や障がいのある町民にとってはごみの排出は困難であるため、ごみ出しへの支援体制の構築が必要です。現在、白石・有明地域のみ高齢者等を対象に古紙・古布について月 1 回戸別収集を行なっています。今後は町全体として支援体制の再構築について、検討を進める方針とします。



◆図表 4-15 収集ごみの分類(平成 28 年 4 月より)

分別種類		具体的な品目	
もえるごみ		生ごみ、紙くず、木製品、ゴム、ビニール製品、皮・革製品、プラスチック製の容器や包装ビニール など	
もえないごみ		金属、陶器・磁器、ガラス製品、小型家電品 など	
資源ごみ	紙類	段ボール	段ボール
		紙箱	紙製の容器包装
		新聞	新聞・チラシ
		書籍・雑誌・雑がみ類	書籍・雑誌・雑がみ類
		牛乳パック	牛乳パック
	古布	衣類、シーツ、綿毛布、カーテン	
	カン	飲料用、食品類（油もの以外）のカン	
	ビン	飲料用、食品類（油もの以外）のビン	
	ペットボトル	ペットマークがついているもの	
	蛍光管	蛍光管	
乾電池	乾電池		
粗大ごみ		縦 1.5m、横 1m、長さ(高さ)2m 未満	

注) 太字が変更箇所

◆図表 4-16 収集体制(平成 28 年 4 月より)

分別種類		収集頻度/収集形態	料金	
もえるごみ		週 2 回/委託	45L (特大) : 45 円/枚 32L (大) : 35 円/枚 15L (小) : 25 円/枚	
もえないごみ		月 1 回/委託	32L : 40 円/枚	
資源ごみ	紙類	段ボール	月 1 回/委託	-
		紙箱		
		新聞		
		書籍・雑誌・雑がみ類		
		牛乳パック		
	古布	月 1 回/委託	-	
	カン	月 1 回/委託	32L : 30 円/枚	
	ビン	月 1 回/委託	32L : 30 円/枚	
ペットボトル	月 1 回/委託	48L : 30 円/枚		
蛍光管	随時	-		
乾電池	随時	-		
粗大ごみ		月 1 回/委託	シール : 300 円/枚	

注) 太字が変更箇所

### 3 中間処理計画

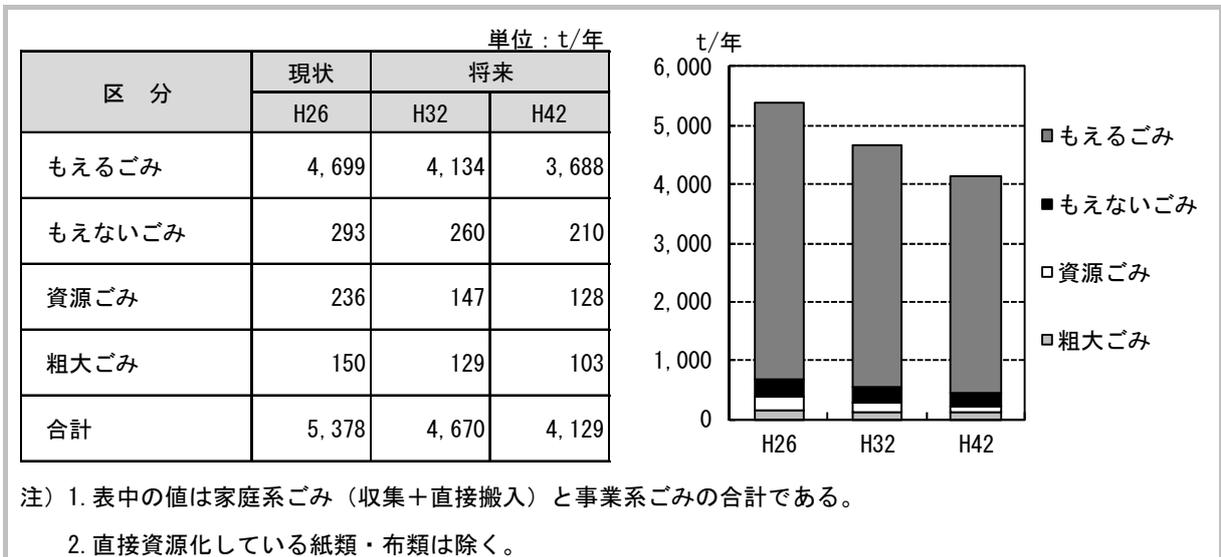
本町における中間処理計画の方向性は、以下に示すとおりです。

- ◆ 広域化施設での適正処理の実施
- ◆ 民間業者における資源化の継続

#### 3-1 中間処理量

家庭系ごみ（収集＋直接搬入）及び事業系ごみの中間処理量は、ごみの排出抑制の達成により減少する見込みであり、平成42年度において4,129t/年となる見込みです。

◆図表 4-17 中間処理量



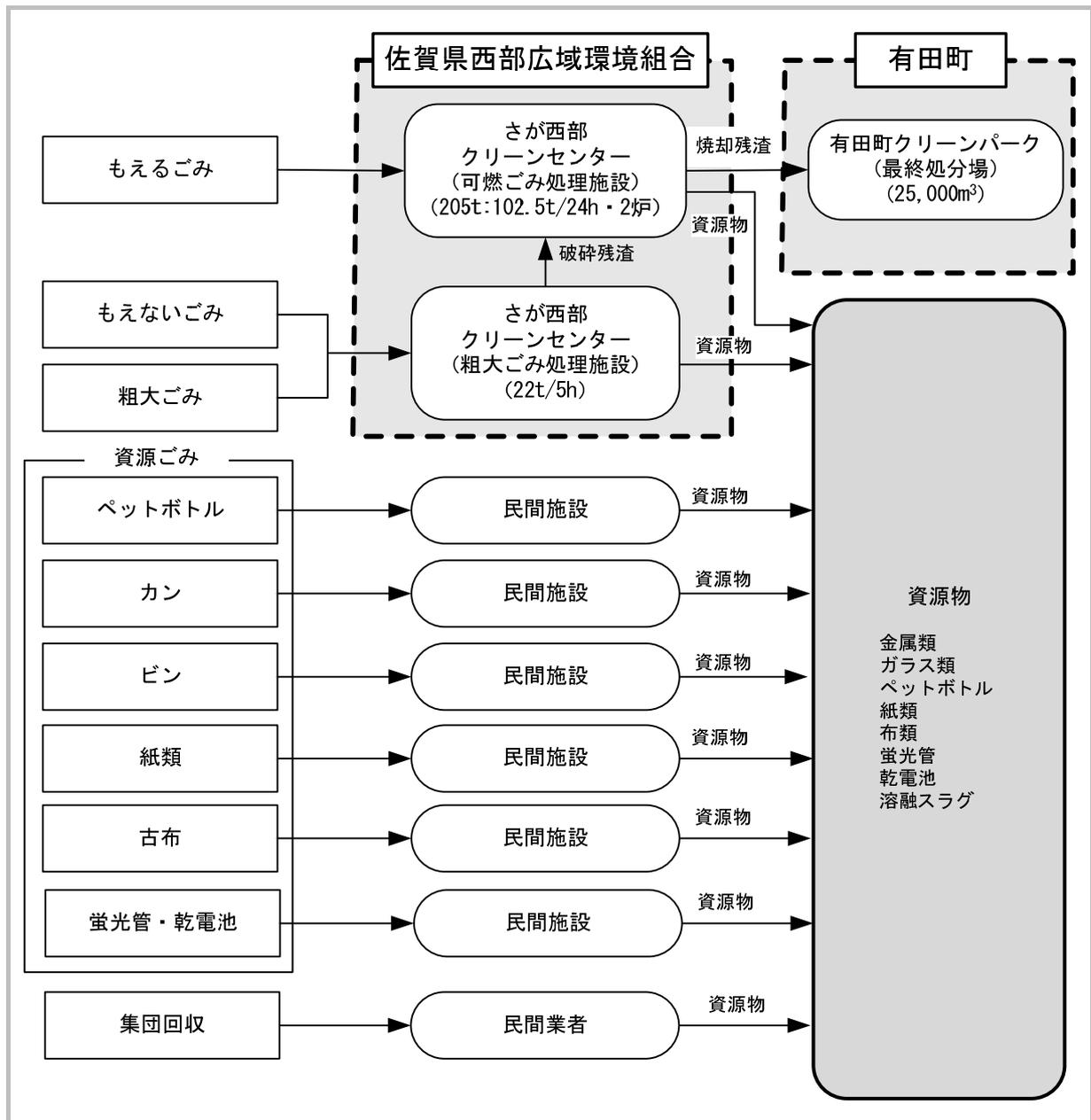
#### 3-2 広域化施設での適正処理の実施

本町の分別区分である、もえるごみ、もえないごみ及び粗大ごみは、佐賀県西部広域環境組合が管理するさが西部クリーンセンターで中間処理を行っています。

#### 3-3 民間業者における資源化の継続

資源ごみは、これまでと同様に民間業者において、中間処理を継続する方針とします。

◆図表 4-18 ごみ処理の流れ



## 4 最終処分計画

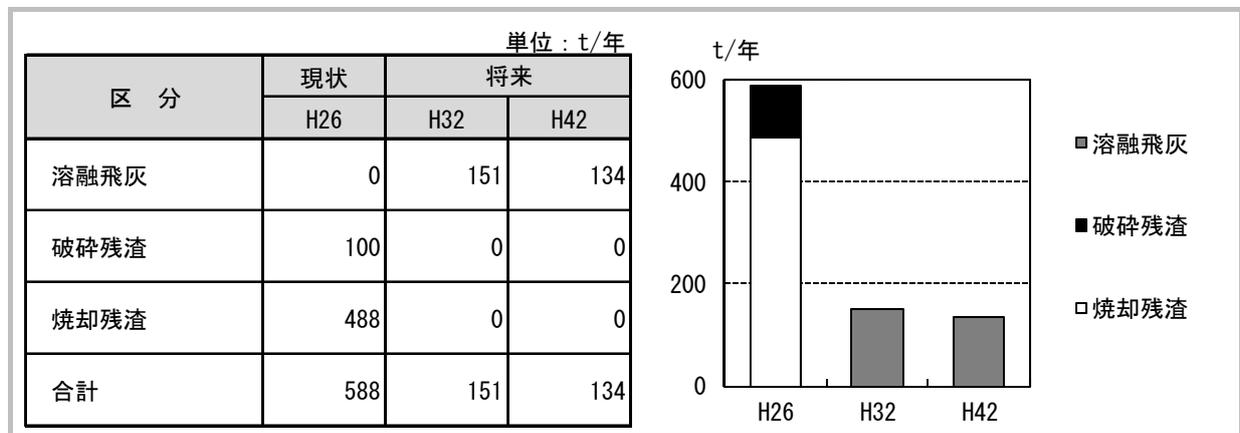
本町における最終処分計画の方向性は、以下に示すとおりです。

### ◆ 焼却残渣の資源化

#### 4-1 最終処分量

最終処分量は、ごみの排出抑制の達成により減少する見込みであり、平成 42 年度において 134t/年となる見込みです。

#### ◆ 図表 4-19 最終処分量



#### 4-2 焼却残渣の資源化

佐賀県西部広域環境組合さが西部クリーンセンターでは、溶融処理した焼却残渣は溶融スラグ・メタルとして資源化しています。

## 第5節 災害における廃棄物処理

### 1 基本方針

大規模な震災、風水害等が発生した場合、被災地では道路障害等により一時的に平常時の体制による廃棄物の収集や処理等が困難となることが予想されます。

災害時の収集体制の不備により、災害廃棄物が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすのみならず、復旧活動等の障害となります。そのため、災害廃棄物を速やかに処理することは、その後の復旧・復興事業を円滑に進めるためにも不可欠です。

よって、町民・事業者・行政の連携により災害時の廃棄物の円滑な処理を推進するため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月、環境省）に基づき、災害に対する事前の体制整備を中心とした整理を行います。

災害時の廃棄物処理については、都道府県や他の周辺市町村と密接に連携するものとし、また、この計画は、的確かつ計画的な災害対策の実施・推進の観点から、必要に応じて見直しを行うものとし、

災害時における廃棄物処理の基本方針を以下に示します。

#### 【基本方針】

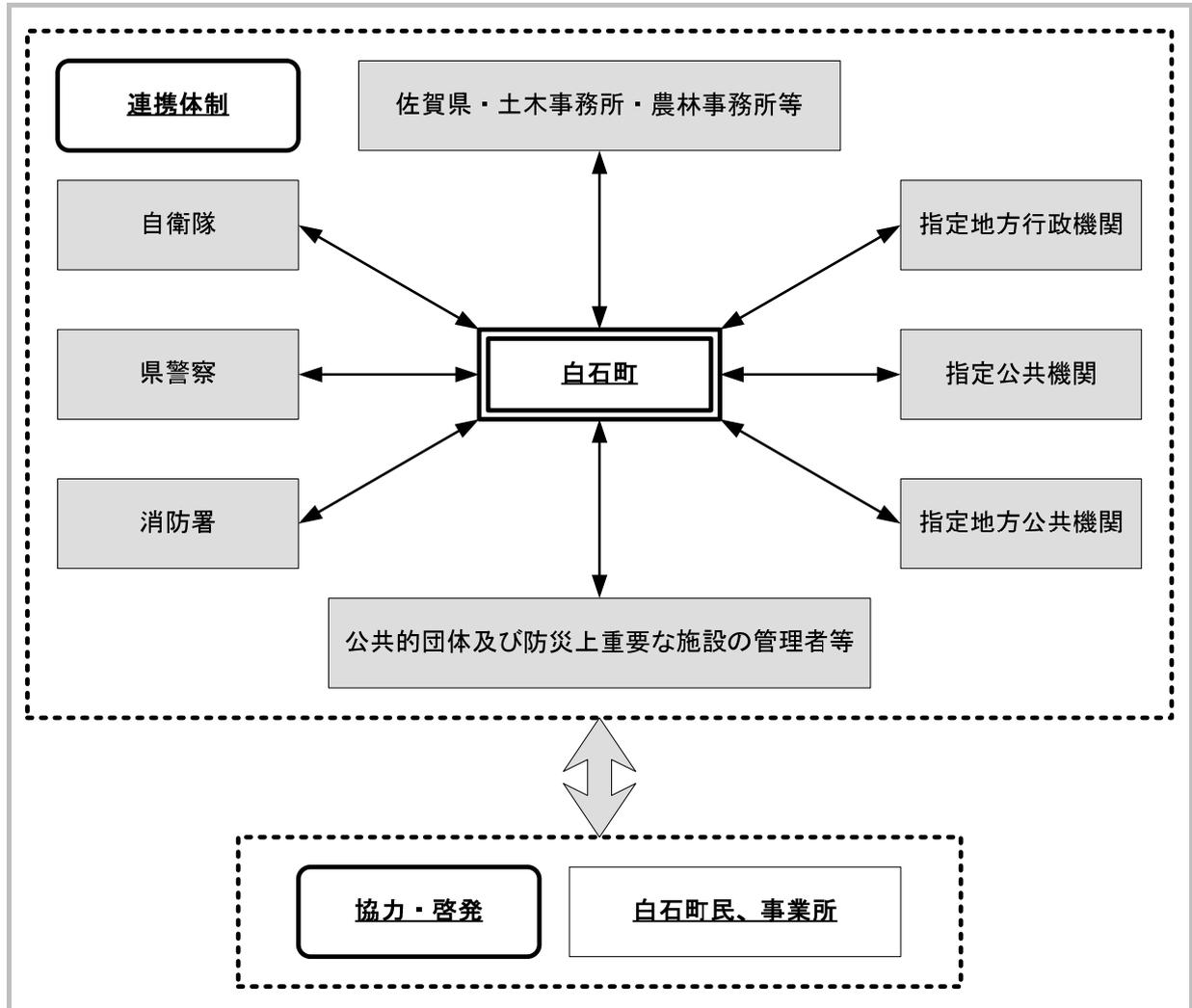
- ◆ 衛生的な処理
- ◆ 計画的な対応・処理
- ◆ リサイクルの推進
- ◆ 迅速な対応・処理
- ◆ 環境に配慮した処理
- ◆ 安全作業の確保

## 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備

### 2-1 防災関係機関との連携体制

災害発生時の防災関係機関との連携体制は、以下のとおりです。

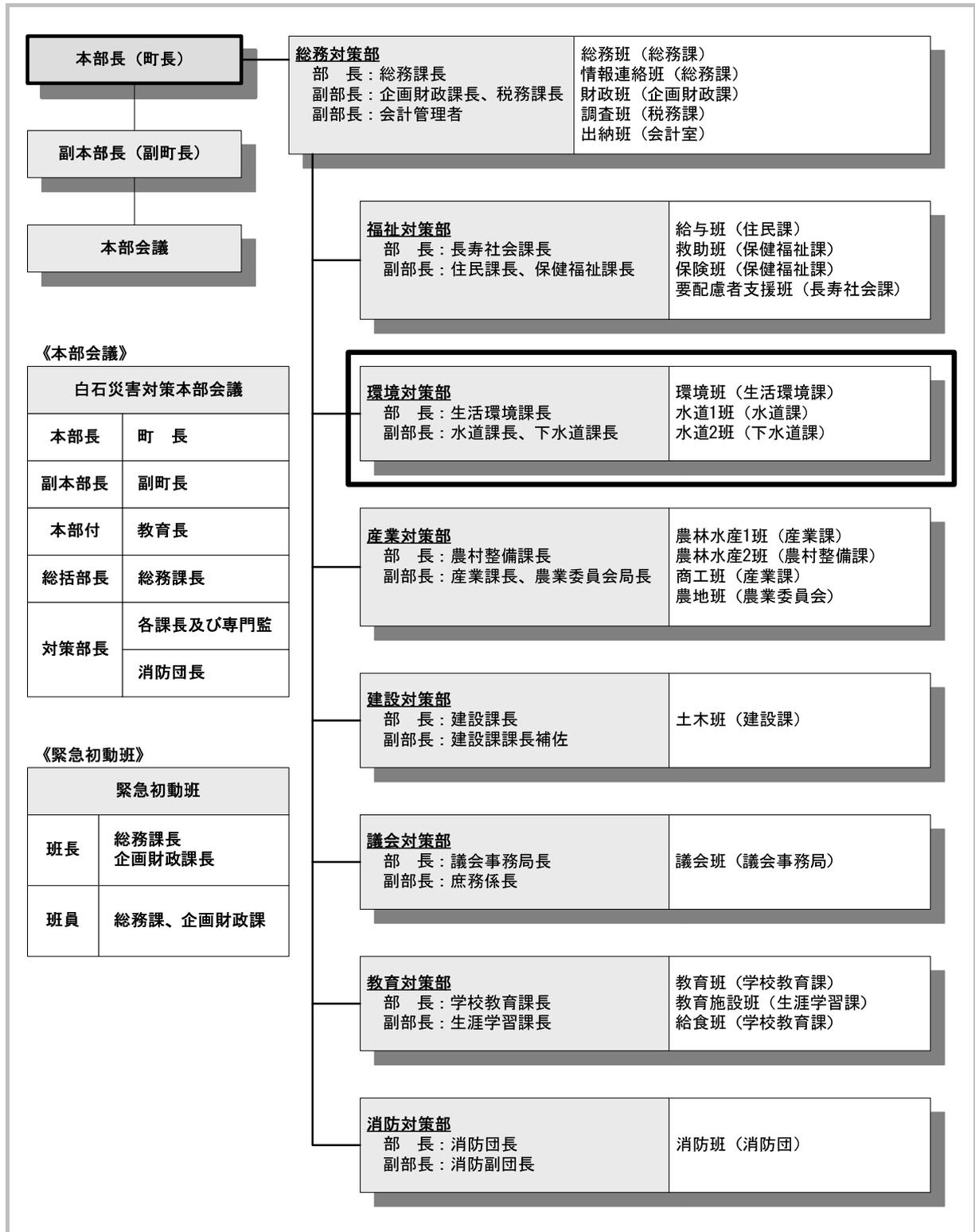
◆図表 4-20 防災関係機関との連携体制



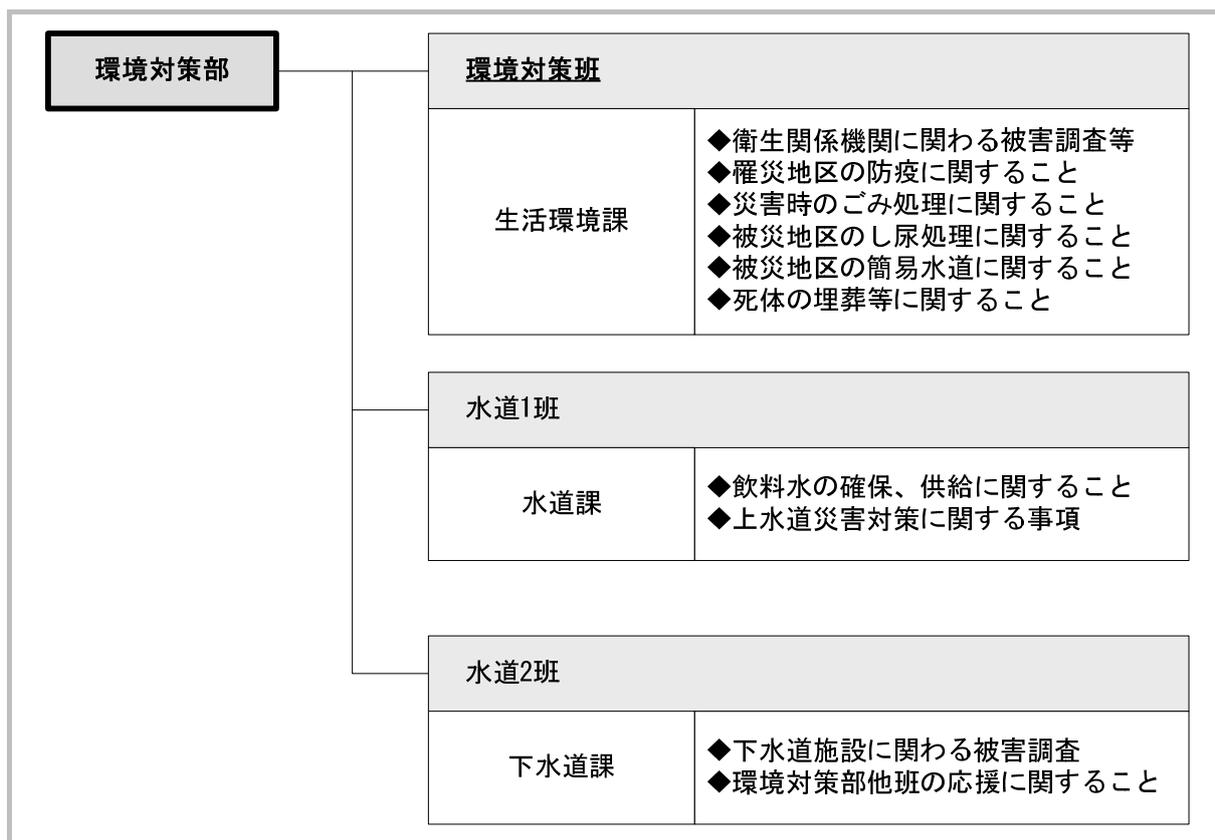
## 2-2 災害時における本町の組織体制

災害発生時の本町の組織体制は、以下に示すとおりとします。

◆図表 4-21 災害時における本町の組織体制（町全体組織）



◆図表 4-22 災害時の廃棄物処理に係る組織体制



### 2-3 周辺市町村等、県との連携

大規模な災害が発生し町内での対応が困難となる場合、周辺市町村に協力体制を要請します。また、周辺市町村の協力体制が確保できない場合は県を中心とした広域的な支援を要請します。

なお、災害時の周辺市町村、県との協力体制は緊急時に協力が得られるよう、あらかじめ整備しておく必要があります。

本町が、現在締結している周辺市町村等との災害時の相互援助協定は以下のとおりです。

◆図表 4-23 災害時の相互援助協定

協定名称	概要
佐賀県常備消防相互応援に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供</li> <li>② 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供</li> <li>③ 救援、救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供</li> <li>④ 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣</li> <li>⑤ その他、特に被災市町村から要請のあった事項</li> </ul>
消防相互応援協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 武雄市、鹿島市、小城市、大町町、江北町、嬉野市との災害時における消防相互応援</li> </ul>

#### 2-4 町民への広報

災害発生時、廃棄物の排出方法に対する町民の理解を得るため、また、分別排出を徹底するため町民に対し利用可能なメディアを活用し、できる限り速やかに必要な情報の広報を行います。

町民に対し、広報する内容は以下のとおりです。

**【広報内容】**

- ① 収集方法（戸別収集の有無、ごみの排出場所、分別収集、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン含有廃棄物の排出方法）
- ② 町民がごみを排出する集積場
- ③ 収集時期及び期間
- ④ 仮置場の場所及び設置状況
- ⑤ ボランティア支援依頼方法
- ⑥ 町の間い合わせ窓口

#### 2-5 協議会の設置

災害廃棄物の処理が長期にわたる場合は、計画的に処理を進める観点から、関係機関による協議会を設置して全体の進行管理を行います。

### 3 災害時に発生する廃棄物の処理

#### 3-1 災害廃棄物の収集運搬体制の整備

膨大な災害廃棄物を効率的に処理するために、廃棄物収集運搬車両が円滑に走行できるよう、災害の種類、規模等に応じて運行効率の低下を招かないような収集運搬体制を整備します。

#### 3-2 災害廃棄物の予測

##### (1) 災害ごみの発生量の予測方法

災害ごみとごみ処理施設の処理能力の関係については、「今後の廃棄物処理施設整備の在り方」（平成 25 年 3 月 29 日、中央環境審議会循環型社会部会）において「大規模な災害が発生しても一定期間で災害ごみの処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設や最終処分場の能力を維持し、代替性、多重性を確保しておくことが重要である。」とされています。

災害ごみの試算は、既定計画と同様に「災害廃棄物対策指針（平成 10 年 10 月、旧厚生省）」の推計式に基づき試算を行いました。

##### 【がれき類の発生量の推計方法】

$$\text{推計式：} Q1 = s \times q1 \times N1$$

Q1：がれき類の発生量（t）

s：1 棟当たりの平均延床面積（㎡/棟）

q1：単位延床面積当たりのがれき類の発生量（t/㎡）

N1：解体建築物の棟数（棟）

##### (2) 災害ごみの予測条件

被害住宅数については、阪神・淡路大震災時の被災状況（滅失率：23.7%）を参考として、本町の住宅数をもとに試算しました。

また、住宅の被災割合は既定計画と同様に、段階的に、本町の住宅数の 5%、15%、25% が滅失すると想定し、平均延床面積は平成 25 年度の住宅・土地統計調査結果の佐賀県平均 118.31㎡/棟を採用しました。

本町における被災住宅数の試算結果は、以下のとおりとなります。

◆図表 4-24 設定条件における震災時の被害住宅数の試算結果

項目	構造	住宅総数 (棟)	住宅構成比 (%)	減失率 (%)	被害住宅数 (棟)
Case1	木造	6,990	93.1%	-	350
	鉄筋・鉄骨コンクリート造	300	4.0%	-	15
	鉄骨造・その他	220	2.9%	-	11
	合計	7,510	97.1%	5.0%	376
Case2	木造	6,990	96.0%	-	1,049
	鉄筋・鉄骨コンクリート造	300	4.0%	-	45
	鉄骨造・その他	220	2.9%	-	33
	合計	7,510	100.0%	15.0%	1,127
Case3	木造	6,990	96.0%	-	1,749
	鉄筋・鉄骨コンクリート造	300	4.0%	-	75
	鉄骨造・その他	220	2.9%	-	54
	合計	7,510	100.0%	25.0%	1,878

注) 住宅総数は、平成 25 年度の住宅・土地統計調査結果の値としています。

次に、被害住宅数のうち、全壊又は半壊の構成比を試算しました。

全壊・半壊の構成比は、阪神淡路大震災時の兵庫県における家屋の被害状況から、全壊時が 45% (111, 117 棟 ÷ 248, 388 棟)、半壊時が 55% (137, 271 棟 ÷ 248, 388 棟) として試算しました。

本町における被災住宅数の内訳を試算した結果は、以下のとおりとなります。

◆図表 4-25 被害住宅数の内訳

項目	構造	被害住宅数 (棟)	全壊	半壊
			45%	55%
Case1	木造	350	158	192
	鉄筋・鉄骨コンクリート造	15	7	8
	鉄骨造・その他	11	5	6
Case2	木造	1,049	472	577
	鉄筋・鉄骨コンクリート造	45	20	25
	鉄骨造・その他	33	15	18
Case3	木造	1,749	787	962
	鉄筋・鉄骨コンクリート造	75	34	41
	鉄骨造・その他	54	24	30

単位延床面積当たりのがれき類発生量は、環境省（平成 10 年 10 月）「震災廃棄物対策指針」に示されている値を採用しました。

◆図表 4-26 単位延床面積当たりのがれき類の発生量

項目	原単位 (t/m <sup>2</sup> )					
	木造		鉄筋		鉄骨	
	可燃	不燃	可燃	不燃	可燃	不燃
全壊	0.1940	0.5020	0.1200	0.9870	0.0820	0.6300
半壊	0.0970	0.2510	0.0600	0.4935	0.0410	0.3150

### (3) 予測結果

前述した条件下で、災害廃棄物の発生量を予測した結果は、以下のとおりとなります。

◆図表 4-27 災害廃棄物の発生量の予測結果

項目	構造	全壊		半壊	
		可燃	不燃	可燃	不燃
Case1	木造	3,626	9,384	2,203	5,702
	鉄筋・鉄骨コンクリート造	99	817	57	467
	鉄骨造・その他	49	373	29	224
	小計	3,774	10,574	2,289	6,393
	合計				23,030
Case2	木造	10,833	28,033	6,622	17,134
	鉄筋・鉄骨コンクリート造	284	2,335	177	1,460
	鉄骨造・その他	146	1,118	87	671
	小計	11,263	31,486	6,886	19,265
	合計				68,900
Case3	木造	18,063	46,741	11,040	28,567
	鉄筋・鉄骨コンクリート造	483	3,970	291	2,394
	鉄骨造・その他	233	1,789	146	1,118
	小計	18,779	52,500	11,477	32,079
	合計				114,835

### 3-3 水害廃棄物の予測

#### (1) 水害廃棄物の発生量の予測方法

大規模な水害が発生した場合、一時に大量の粗大ごみ等（以降「水害廃棄物」という。）が発生するため、発生量の推計を行いました。

水害廃棄物の試算は、既定計画と同様に「水害廃棄物対策指針（平成17年6月、環境省）」の推計式に基づき試算を行いました。

**【水害廃棄物の発生量の推計方法】**

推計式：被害住宅数（棟）×1棟当たりの水害廃棄物発生量（2t/棟）

#### (2) 水害廃棄物の予測条件及び予測結果

本町は、浸水状態が最大で2.0m～5.0m未満となった際には、山間部を除くほぼ全域が浸水区域となっています。そのため、予測条件としては最大で本町の全ての住宅が浸水するものとして試算しました。被害住宅の想定ケースは、既定計画と同様に4つのケースを想定して試算しました。予測結果は、以下のとおりとなります。

◆図表 4-28 水害廃棄物の発生量の予測結果

項目	住宅総数 (棟)	被害住宅割合 (%)	被害住宅数 (棟)	発生原単位 (t/棟)	発生量 (t)
Case1	7,510	25%	1,878	2	3,756
Case2	7,510	50%	3,755	2	7,510
Case3	7,510	75%	5,633	2	11,266
Case4	7,510	100%	7,510	2	15,020

注) 住宅総数は、平成25年度の住宅・土地統計調査結果の値としています。

### 3-4 災害廃棄物の仮置場の計画

#### (1) 仮置き場の計画

災害により大量の廃棄物が発生した場合、処理に長期間を要する場合があることから、災害の種類、規模に応じて、生活環境及び環境保全上支障の無い場所に、選別、保管及び処理を行う仮置場を確保する必要があります。

#### (2) 仮置き場の配置及び選定

仮置場の配置は、中継機能等を勘案しながら、被災町民が排出する場所として指定する仮置場（一次仮置き場）と、保管や分別などの諸作業を行う仮置き場（二次仮置き場）に分けて設置する必要があります。

仮置場の選定は、町民の避難場所及び仮設住宅建設場所などの確保を中心として計画的に選定、確保する方針とし、民間の廃棄物処理施設などの活用も検討する方針とします。

#### ◆図表 4-29 選定候補となる仮置き場の例

区 分	仮置場としての利用場所
<b>【一次仮置場】</b> 軒先や路上などに排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、被災地区に設けた一時的な集積場所で、設置期間が数日から1週間程度のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、グラウンド</li> <li>・公民館、廃棄物処理施設等、町所有のその他施設内の敷地</li> <li>・町所有の空き地</li> <li>・民有地（空き地、開発予定地他）</li> <li>・国有地（空き地他）</li> <li>・被災地のごみステーション、地域で定めた集積所</li> <li>・農協の選果場</li> </ul>
<b>【二次仮置場】</b> 中間処理・再資源化が望まれる災害廃棄物を保管するための仮設保管場所で、設置機関が一次仮置場より長期に渡るもの（選別程度の作業を行うことが可能なものも含める）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、グラウンド</li> <li>・学校の校庭</li> <li>・公民館、廃棄物処理施設等、町所有のその他の施設内の敷地</li> <li>・町所有の空き地</li> <li>・民有地（空き地、開発予定地他）</li> <li>・国有地（空き地他）</li> </ul>

出典：水害廃棄物対策指針（平成17年6月、環境省）

なお、この他の仮置場の具体的な選定に際しては、町有地等の公共用地を優先的に、以下に掲げる点に留意して各所管と協議した上で定める方針とします。

- ◆ 他の応急対策に支障にならない場所
- ◆ 環境衛生に支障がない場所
- ◆ 搬入に便利な場所
- ◆ 焼却・埋立等の処理・処分施設に搬送が容易な場所

### (3) 仮置き場の必要面積の推計

仮置き場の必要面積の試算方法については、既定計画と同様に水害廃棄物対策指針のアンケート結果に基づいて試算しました。

最も被害が少ないケースにおいて、必要となる仮置き場の面積は約 24,000m<sup>2</sup> と試算されました。

◆図表 4-30 水害時の仮置き場の必要面積の試算結果

項目	一次仮置き場			二次仮置き場			合計必要面積 (m <sup>2</sup> )
	被害住宅数 (棟)	被害住宅1棟当 たりの必要面積 (m <sup>2</sup> /棟)	必要面積 (m <sup>2</sup> )	水害廃棄物量 (t)	水害廃棄物1t当 たりの必要面積 (m <sup>2</sup> /t)	必要面積 (m <sup>2</sup> )	
Case1	1,878	5.8	10,892	3,756	3.5	13,146	24,038
Case2	3,755	5.8	21,779	7,510	3.5	26,285	48,064
Case3	5,633	5.8	32,671	11,266	3.5	39,431	72,102
Case4	7,510	5.8	43,558	15,020	3.5	52,570	96,128

以上の試算結果を踏まえた上で、本町で仮置き場の選定候補となる場所は、以下に示すとおりとなります。

◆図表 4-31 仮置き場の選定候補となる場所

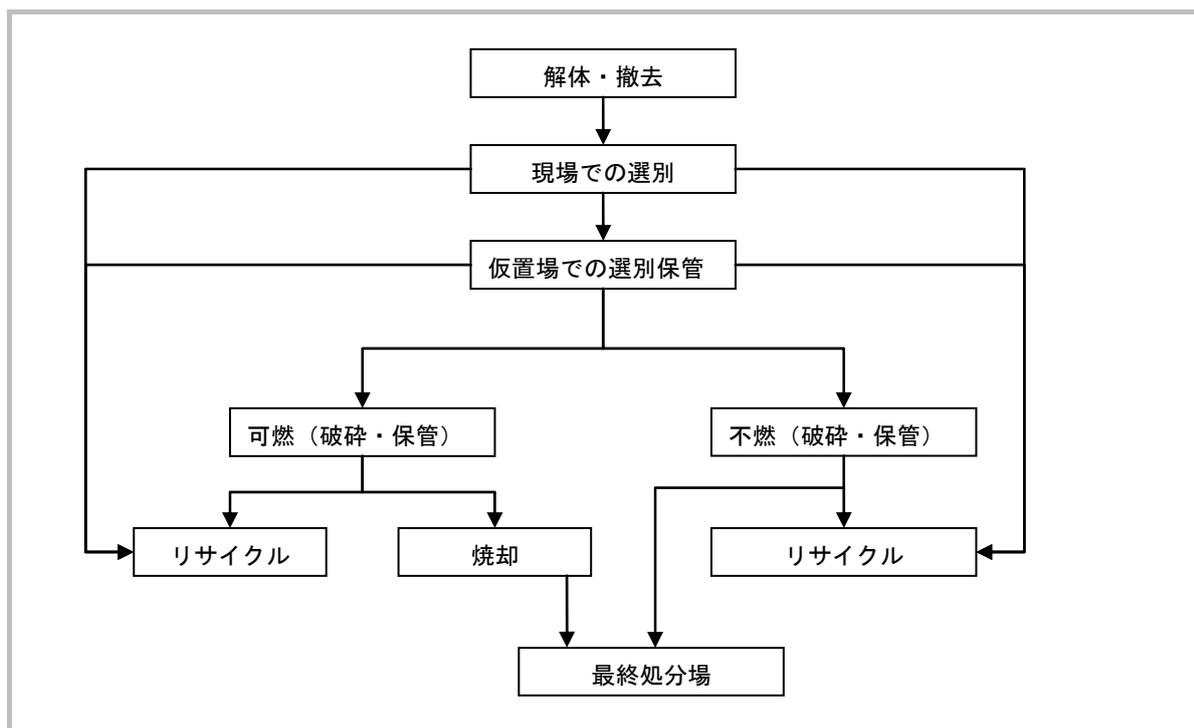
候補地	面積
福富マイランド公園南側駐車場	3,322 m <sup>2</sup>
白石社会体育館の西側駐車場	4,670 m <sup>2</sup>
新明グラウンド	15,518 m <sup>2</sup>

### 3-5 災害廃棄物の処理・処分

仮置き場にて分別されて搬出された災害廃棄物は、破碎処理等の中間処理を行った後、できるだけ再利用します。

また、再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容減量化した上で処分場に搬入します。

◆図表 4-32 災害時の廃棄物処理フロー



災害廃棄物の処理・処分にあたっては、原則として平常時にごみ処理を行うさが西部クリーンセンターで行うものとしますが、施設の処理能力の上限や故障等で問題が生じた場合、周辺市町村や民間業者に協力を求めて、効率的に実施する体制を整えていきます。

◆図表 4-33 災害廃棄物の処理・処分先の候補地

<p>災害廃棄物の処理・処分先の候補地</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ さが西部クリーンセンター（佐賀県西部広域環境組合）</li> <li>◎ 民間廃棄物処理業者</li> </ul>
-------------------------	--

## 第6節 その他の計画

### 1 ごみ減量化体制

循環型社会の形成を推進する施策を実行するためには、施策の効果が浸透しやすくなるような体制づくりが求められます。体制づくりの一例として、町民・事業者・行政が一堂に会してごみ問題などの施策について意見を交換できる場である協議会などがあります。

本町においても、ごみ処理に関する重要案件について、協議会等と協力し、町民や事業者などへのごみ処理に対する理解と信頼を深めるよう努めるものとします。



### 2 事業者の協力

廃棄物の元となる製品、流通容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、ごみ減量化のため、自主回収ルートの確立、ごみにならない容器の利用促進を行います。また、適正処理困難物等の処理施設整備について佐賀県・国等の関係各機関への要請を行っていきます。

### 3 廃棄物再生事業者の協力

本町から排出されるごみの減量・再資源化のためには、これらに関連する再生事業者の協力が不可欠です。そのために、佐賀県下において登録されている廃棄物再生事業者等に対して、ごみ資源化への協力要請を行います。

